

平成 25 年 12 月 10 日

計算プログラム 修正点 (Ver.1.9.1 → Ver.1.10)

下記の修正を行いました。

1. 「太陽光発電」を設置した場合の「太陽光発電等による発電量」の計算方法を修正しました※。
2. 「太陽熱利用給湯設備」を設置した場合の「給湯設備一次エネルギー消費量」の計算方法を修正しました※。
3. 省エネルギー基準地域区分の 1 地域及び 2 地域において次の選択を行った場合の基準値の計算方法を修正しました。
 - ・暖房方式の選択として「暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択した場合。
 - ・暖房方式の選択として「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器または放熱器を設置する」を選択し、「主たる居室」の「暖房設備機器または放熱器の種類」として「暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択し「その他の居室」の「暖房設備機器または放熱器の種類」として「暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択しない場合。
4. 床面積が 30m² から 60m² における換気の基準一次エネルギー消費量の計算方法を修正しました。

注: 太陽光発電量及び太陽熱給湯設備の集熱量計算に用いる直達日射量及び水平面天空日射量の全天日射量からの分離計算方法を見直しました。